議案第６０号

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部改正について

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成３１年２月２８日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部を改正する条例

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例（平成１６年上越市条例第１１０号）の一部を次のように改正する。

別表第１⑴の表上限額の欄を次のように改める。

上限額	
中学生以上	小学生以下
８００円	３５０円
１，０５０円	６３０円
１，６７０円	８９０円

別表第１⑴の表備考１中「未就学児」を「３歳未満の乳幼児」に改める。

別表第１⑵の表上限額の欄及び超過利用料金の上限額の欄を次のように改める。

上限額	超過利用料金の上限額
８，３９０円	１時間につき３，１５０円
３，１５０円	１時間につき１，０５０円
５，２４０円	１時間につき２，１００円
８，３９０円	１時間につき３，１５０円

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第１５条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	１月	１９，７９０円	１２，４５０円
	３月	４６，７８０円	３３，１６０円
小学生以下	１月	１１，４７０円	

別表第３回数利用券の上限額の欄を次のように改める。

回数利用券の上限額

８，０００円
１０，５００円
１６，７００円

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表第１の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

３　改正後の別表第２及び別表第３の規定は、施行日以後に発行する定期利用券及び回数利用券について適用し、施行日前に発行された定期利用券及び回数利用券については、なお従前の例による。